

東地申第1号

11月5日 第1回交渉—その1

## 「JR東労組東京地本第35回定期大会発言及び 支部大会発言」に基づく申し入れ

冒頭、申1号交渉に臨むにあたり、東京地本の基本的な考えを述べる!

東地申第1号交渉は言うまでもないが、東京地本において最高決議である第35回定期大会での代議員の発言に基づいた申し入れた。従って、組合員が最も注目する重要な申し入れであり、会社は誠実に回答していただきたい。

本来ならば第1項で、正常な労使関係の構築に向けた認識の一致を図るために議論を積み重ねてきたが、そのようになっていない。その理由は、一方的な「労使共同宣言」の失効通告のみならず、人権侵害、差別、利益誘導による脱退強要が職場で蔓延しているからだ。これは、2016年3月28日に「和解協定書」を結んだ、組合色調査に基づいた「指導担当事件」を大きく逸脱した行為であり、許すことはできない。

首都圏の運行をつかさどる運車職場において、今もなお、不当労働行為が常態化している。これは、乗務員ばかりでなく、お客さまの「安全」をも脅かすことにつながり、企業としての社会的責任を放棄するものだ。

東京地本は、憲法第28条および労働組合法に基づいて、これまでと同様に、30年積み上げてきた労使関係をさらに強固なものにしていく考えに変わりはない。従って、質の高い労使議論で問題の解決をめざしていくものである。

しかし、会社がそれを拒むのであれば、東京地本は組合員を守るために、屈せず、あらゆる手段を行使してたたかうことを訴える。

是非、信義誠実の原則に基づいた議論を、冒頭、会社に要請する。

### 会社の認識

- 会社として拒むものでない。
- 主張は主張としてあるので、会社としても主張していく。
- しっかりと議論していきたい。

労使の合意をめざすことが前提として、  
内容については項目の中で議論していくことを確認!

その2へつづく